

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (勤続期間の計算) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前4項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第14条第1項第5号の規定による休職をした期間についてはその月数、育児休業期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)及び育児短時間勤務期間にあっては、その月数の3分の1に相当する月数)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。 6・7 (略)</p>	<p>本則 (勤続期間の計算) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前4項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第14条第1項第5号の規定による休職をした期間 <u>及び国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程第2条第3項の規定による配偶者同行休業をした期間</u> についてはその月数、育児休業期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)及び育児短時間勤務期間にあっては、その月数の3分の1に相当する月数)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。 6・7 (略)</p>	

附 則(平成30年7月2日経規程第32号)
 この規程は、平成30年7月2日から施行する。